

6. 計量証明事業の適正な実施の確保について(通知)

千葉県見料検定所長

計 検 第 91 号
平成 17 年 12 月 6 日

千葉県環境計量協会
会長 津上 昌平 様

千葉県計量検定所長
(公印省略)

計量証明事業の適正な実施の確保について (通知)

平成 17 年 11 月 25 日付けの経済産業省産業技術環境局知的基盤課からの通知を受け、県内登録の特定濃度計量証明事業者に対し別紙写しのとおり通知しました。

特定濃度での事業登録の有無に関わらず、適正な計量証明事業の実施を確保されるよう、貴会員事業所に対して周知して下さるようお願い申し上げます。

なお、当該処分については経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp>) の報道発表において、公表されていることを申し添えます。

連絡先

千葉県計量検定所 指導課

住所：千葉市稲毛区作草部 1-18-3

電話：043-251-7209



計 検 第 91 号
平成 17 年 12 月 6 日

各 特定濃度計量証明事業者 様

千葉県計量検定所長
(公印省略)

計量証明事業の適正な実施の確保について (通知)

平成 17 年 11 月 25 日付けで経済産業省産業技術環境局知的基盤課から別紙写しのとおり、県外事業所において虚偽の計量証明書を発行したことに伴う計量法（以下「法」という。）第 121 条の 5 の規定による特定計量証明事業の認定取消し処分通知がありました。

各事業者において、法第 10 条第 1 項の規定による正確な計量を努めることはもちろんのこと、法第 110 条第 1 項及び計量法施行規則第 43 条の規定により届け出た事業規程に基づき適正な計量証明事業の実施を確保されるよう通知します。

なお、当該処分については、経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp>) の報道発表において公表されていることを申し添えます。

連絡先

千葉県計量検定所 指導課
住所：千葉市稲毛区作草部 1-18-3
電話：043-251-7209

別紙



経済産業省

平成17年11月25日

都道府県計量行政関係部局 御中

経済産業省産業技術環境局知的基盤課

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます

平素は、知的基盤政策に格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、日本検査株式会社大阪理化学試験所に対し、本日付で、計量法第121条の5の規定に基づき、特定計量証明事業の認定取消し処分を行いました。

日本検査株式会社大阪理化学試験所は、株式会社クボタリテックスが、岩手県北上市に建設中であった産業廃棄物処理施設である北上資源化センターのダイオキシン排出量に関して、同施設の設置工事請負業者である株式会社クボタからの測定値改ざん依頼を受け、虚偽の計量証明書を交付しました。このため、当省において、同社に対する報告徴収、立入検査により事実関係等を確認したところ、事業を適正に行うに必要な管理組織、事業を的確かつ円滑に行うに必要な技術的能力、事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法といった特定計量証明事業の認定基準に適合しなくなったと認められたため、認定を取消したものであり、特定計量証明事業の認定取消し処分は今回初めてのこととなります。また、本件については、本日付で別紙のとおり公表しております。

また、特定計量証明認定機関に対し、特定計量証明事業の認定審査業務の厳格な遂行を依頼するとともに、同機関を通じ、現在認定を受けている特定計量証明事業者に対し、公正かつ適正な特定計量証明事業を行うことについて、周知徹底を図っているところです。

責職におかれましても、このような事案が生じたことをご認識いただき、今後こうしたことが起きることのないよう、特定計量証明事業者に対し、公正かつ適正な特定計量証明事業を行うことについて、ご指導いただきますようお願い致します。



平成17年11月25日
経 済 産 業 省

日本検査株式会社大阪理化学試験所に対する行政処分について (計量法に基づく特定計量証明事業の認定の取消し)

計量法に基づく特定計量証明事業者である日本検査株式会社大阪理化学試験所は、株式会社クボタからの要請を受け、ダイオキシン測定値の改ざんを行ったことが岩手県からの情報提供により9月30日判明した。経済産業省は、計量法に基づく報告徴収及び立入検査により事実を確認し、本日付で計量法第121条の5の規定に基づき、日本検査株式会社大阪理化学試験所に対し、特定計量証明事業の認定取消し処分を行った。また、全ての特定計量証明事業者に対し、公正かつ適正な特定計量証明事業を行うことを要請した。

1. 処分対象事業者

名 称：日本検査株式会社
代表取締役社長 野呂 克彦
東京都中央区八丁堀一丁目10番7号
事 業 所：大阪理化学試験所
大阪府東大阪市吉田本町三丁目7番10号
認定区分：大気中のダイオキシン類
水又は土壌中のダイオキシン類
認定年月日：平成14年12月16日

2. 処分の内容

計量法第121条の5の規定に基づく特定計量証明事業の認定の取消し

3. 処分理由

計量法第121条の5では、特定計量証明事業者が、事業を適正に行うに必要な管理組織、事業を的確かつ円滑に行うに必要な技術的能力、事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法といった認定基準のいずれかに適合しなくなったときに、その認定を取り消すことができるとされているが、日本検査株式会社大阪理化学試験所は、これらの事項に適合しなくなったと認められたため。

4. 経緯

日本検査株式会社は、クボタリテックス株式会社（株式会社クボタ（本社大阪市）の100%子会社）が、岩手県北上市に設置した産業廃棄物処理施設である北上資源化センターのダイオキシン排出量に関して、同施設の設置工事請負業者である株式会社クボタからの測定値改ざん依頼を受け、虚偽の計量証明書を交付した。

本件に関し、9月30日、岩手県から当省に対して情報提供があった。

日本検査株式会社は、計量法に基づく特定計量証明事業者であることから、当省において、日本検査株式会社に対し10月3日に報告徴収(10月14日に回答)、10月20、21日に立入検査を実施し、測定値改ざんの事実を確認するとともに、計量法に基づく特定計量証明事業の認定基準に適合しないと認められたため、11月17日の聴聞手続きを経て、本日付で認定取消し処分を実施することとした。

また、今後このような不祥事が生じることのないよう、特定計量証明事業者の認定機関に対し、認定業務を厳格に実施するよう要請するとともに、同機関を通じ、全ての特定計量証明事業者に対し、本件を周知し、認定基準に照らし公正かつ適正な特定計量証明事業を行うことを要請した。更に各都道府県計量行政関係部局に対しても要請した。

特定計量証明事業は、ダイオキシンの社会的関心が高まったことを受けて平成13年6月の計量法改正により設けられた制度であり、本件は、特定計量証明事業を開始して以来、初めての認定取消し処分となる。

なお、クボタリテックス株式会社は、岩手県北上市と廃棄物処理施設のダイオキシン排出量に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)に基づく規制よりも厳しい基準を守る環境保全協定を結んでおり、同廃棄物処理施設の引き渡し前の検査で、法規制基準値は下回るが、協定基準値は上回るダイオキシン排出量が検出されたため、それを隠そうとして、親会社の株式会社クボタが日本検査株式会社へ虚偽の計量証明を依頼した。また、株式会社クボタは、本件に関して、10月4日、関係者の社内処分を行っている。

(参考) 特定計量証明事業者認定制度概要

特定計量証明事業者の認定制度(MLAP※)とは、ダイオキシン類等の極微量物質の計量証明の信頼性向上を図るため、平成13年6月に計量法改正により導入された制度(計量法第121条の2~第121条の10)。ダイオキシン類等の極微量物質の計量証明を行おうとする者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)等に申請し、当該事業を行うために必要な一定の能力を有している旨の認定を受けるとともに、事業所毎に都道府県知事の登録を受けなければならない。登録を受けた事業者は、特定計量証明事業の標章を付した計量証明書を発行することができる。

現在、147事業所がNITE等の認定を受けている(平成16年度末現在)。

※MLAP: Specified Measurement Laboratory Accreditation Program

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業技術環境局知的基盤課

担当者: 江口、源内、飯田

電話: 03-3501-1511 (内線 3451~4)

03-3501-9279 (直通)